

受託業務に係る人件費単価規定

株式会社スタイルシックス
代表取締役 渡部 真証

第1条（目的）

この規定は、弊社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（労務費）

受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準で計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

受託人件費単価表

単位：円

業務区分	基準時間単価
データ処理作業	5,000

2020年4月1日制定

以上